

冷静な判断と平和的な外交交渉で日本と韓国の関係改善を求める意見書(案)

第2次世界大戦中、日本の植民地支配のもとにあった朝鮮半島から、多くの朝鮮人が日本本土に連れてこられ、日本企業の工場や炭鉱などで強制的に働かされました。いわゆる「徴用工」と呼ばれた人たちです。虐待や食事を与えられないなど過酷な環境で重労働を強いられ、韓国政府が認定している被害者の数だけでも22万人に上ります。韓国大法院(最高裁判所)は2018年秋、元徴用工の訴えを受け、「日本の植民地支配と直結した反人道的不法行為」との判断を示し企業の賠償責任を認めました。

これについて日本政府は、1965年に締結された「日韓請求権協定」で、両国間の問題は「完全かつ最終的に解決している」と判決を拒否し、韓国を非難する態度をとっています。

日本政府がいうように、仮に「日韓請求権協定」によって、日韓両国間での請求権の問題が「解決済み」だとしても、被害にあった個々の人たちの請求権までを消滅させることはできません。そのことは、日本政府が国会答弁などで公式に繰り返し表明してきたことです。1991年、当時の柳井俊二外務省条約局長は、「日韓請求権協定」で、両国間の請求権の問題が「完全かつ最終的に解決」されたとのべていることの意味を問われ、「これは日韓両国が国家として持っている外交保護権を相互に放棄したということ」であり、「個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではない」と答弁しています。政府だけではありません。日本の最高裁判所も同様の判断を示しています。中国の強制連行による被害者が日本の西松建設を相手に起こした裁判(2007年)で、日本と中国は共同声明を結んだ際に、「(個人の)裁判上訴求する権能を失った」としながらも、「(個人それぞれの人の)請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではない」と判断を示し、さらに、「任意の自発的な対応をすることは妨げられない」と述べて、西松建設が被害者に謝罪し、和解金を支払う和解につながりました。

日本政府、日本の最高裁、韓国政府、韓国の大法院の4者が、いずれも、被害者個人の請求権の存在は認めています。私たちは、この一致点を大切な解決への糸口になると考えます。国家間の請求権と個人の請求権をきちんと分けた議論をすること、それをふまえて冷静な判断と平和的な外交交渉により解決の方法を探るべきです。そうした取り組みが、貿易問題や領土問題を含む両国間の歴史問題を解決する糸口になると信じます。

もちろん解決は、日本政府だけでできるものではなく、日韓両国の双方が、被害者の尊厳と名誉を回復するという立場で冷静で真剣な話し合いを行っていく努力が求められます。国際労働機関(ILO)も2009年、日本政府に「年老いた強制労働者が訴えている請求に応える措置をとることを望む」との勧告を発表していることに留意すべきです。

「徴用工」の問題は、劣悪な環境、重労働、虐待などによって少なくない人々の命を奪ったという、侵略戦争・植民地支配と結びついた重大な人権問題であり、日本政府や該当企業がこれらの被害者に対して明確な謝罪や反省を表明してこなかったことも事実です。日本政府と該当企業は、被害者に対して明確な謝罪や反省にたって、被害者の名誉と尊厳を回復し、公正な解決をはかるために努力をつくすべきではないでしょうか。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年(2019年)9月24日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
外務大臣 茂木 敏充 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
経済産業大臣 菅原 一秀 様
防衛大臣 河野 太郎 様